

# 1章 経営戦略改定の経緯と位置づけ



1-1 改定の経緯

- 公営企業を取り巻く経営環境は、今後の急速な人口減少に伴うサービス需要の減少等、これまでに以上に厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が不可欠な状況にあります。そのため、総務省は、「経営戦略の策定・改定の更なる推進について」を平成31（2019）年3月29日付けで各公営企業に対して発出しました。
- そこでは、将来にわたって住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、経営戦略を令和2（2020）年度中に策定することを求めていること及び、市営バス事業を取り巻く社会経済環境等を踏まえ、経営方針や具体的取組等を定めた「高槻市営バス経営戦略（以下、市営バス経営戦略）」を令和2年12月に策定しました。
- この「市営バス経営戦略」策定から令和7年度で5箇年が経過する中、令和4年1月に発出された総務省通知において、全国公営企業の経営戦略に対して以下の要請がなされました。
  - ① 策定から3～5年以内で見直しを行うこと
  - ② 見直し率を令和7年度までに100%とすること
  - ③ 今後の人口減少、物価上昇、維持管理費等を盛り込んだ投資・財政計画とすること
- この総務省通知等に基づき、令和6年度～7年度の2箇年に渡る「高槻市自動車運送事業審議会」での審議を経て、令和8年2月に「市営バス経営戦略（改定版）」を策定しました。
- 本改定版は、令和12（2030）年度までの経営方針や具体的な取組等を定め、市営バスを取り巻く状況の様々な変化を敏感に捉え、高槻市の未来や魅力を創造する市営バス事業を「自立経営の徹底」によって実現しようとするものです。

1-2 戦略適用期間

- 「市営バス経営戦略（改定版）」の適用期間は、令和8（2026）年度から、令和2年12月策定の「市営バス経営戦略」で設定した令和12（2030）年度までの5年間とします（策定当初から10年間）。

1-3 経営戦略の位置づけ

- 本改定版は、自立経営の徹底による戦略的な経営を推進しつつ、大阪府内唯一の公営バス事業者として、「高槻市総合計画」「高槻市都市計画マスタープラン」「高槻市総合交通戦略」等、本市の計画で掲げられる都市の将来像を実現するため、市営バスの経営方針や具体的な取組等を定めるものです。

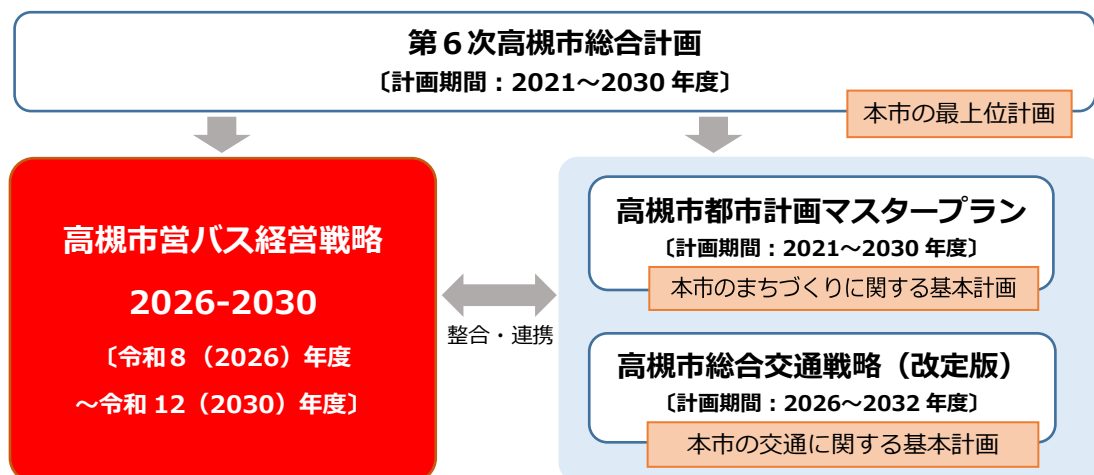


図 1.1 市営バス経営戦略(改定版)の位置づけ